

印鑑を登録するまでの流れ

(2日~3日かかります)

本人による申請

①運転免許証等持参の場合

免許証、パスポート等
官公署が発行した**顔写真**
つきの身分証明書で登録

※健康保険証では、即時登録
ができません

②保証人がいる場合

魚津市で印鑑登録を
している人を保証人
として登録

※市指定の保証書欄に保証人
の署名と押印が必要です

即時登録できます

- ※15歳未満の人や意思能力を有しない人は印鑑登録はできません。
- ※成年被後見人の申請には、当該成年被後見人と法定代理人の同行が必要。くわしくはお問合せください。
- ※出来合（既製品）のミトメ印は同じ型があり、犯罪防止のため登録はしかねます。

お問合わせ先
魚津市役所 市民課
TEL: 23-1003

代理人による申請

①、②に該当しない場合

代理人は登録する人に『代理人選任届』を
書いてもらい、登録する印鑑を持参

一時受付

登録する人への本人意思確認のため、市役所から『照会書』を
郵便で送ります。

照会書が届いたら、下記のものを持って市役所へ来てください

- 必要事項を記入した『照会書』
 - 登録する印鑑
 - 登録する人の身分証（健康保険証など）
 - 代理人が来所する場合は、代理人の本人確認できる身分証と印鑑
- ※身分証はコピー不可**

登録完了

※一時受付した日から10日以内に市役所へ来てください。照会期限が
過ぎた場合、照会書は無効になりますので、ご注意ください。